吹田市民プール

指定管理者　管理運営基準

（吹田市立片山市民プール
吹田市立北千里市民プール
吹田市立南千里市民プール
吹田市立中の島市民プール）

平成２０年０７月０１日

吹田市教育委員会

体育振興部

目　　次

第１　はじめに・・・

第１　はじめに

１　本書の位置付け

本書は、吹田市民プール（以下「施設」という。）の管理運営に関し、吹田市（以下「市」という。）が指定管理者に要求する管理運営の基準を示すものである。

指定管理者は、本書に示されている業務の仕様・基準を満たす限りにおいて、自由に事業計画の作成を行うことができるものとするが、その際には「募集要項」等において示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分留意して事業計画書を作成するものとする。

第２　施設の運営に関する業務基準

１　施設の運営に関する業務

⑴　監視員等の適正配置及び急病への対応

指定管理者は、プール施設の管理は利用者の命を守る重要な任務であることを認識したうえで、監視員等の適正配置に努め、監視員等の安全管理に携わる全ての従事者に対し、徹底した教育及び訓練を行うこと。

また、施設の利用者、来場者等の急な病気、けが等に対応できるよう、救護業務を行うとともに近隣の医療機関と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。

本業務に関する実施内容は、**仕様書１**を参照のこと。

⑵　入場及び退場への対応

指定管理者は、利用者の入場及び退場に関する手続きを行う。その場合、利用者への利便性及び安全性に十分に配慮すること。

⑶　緊急時の対応

指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保及び関係機関への通報等についての計画を作成し、緊急時には的確な対応を行うこと。

また、災害時等に災害対策本部が避難場所等として、施設を使用する必要があると認める時は、指定管理者は、災害対策本部の指示に基づき、優先して避難者等を受け入れることとする。

⑷　その他の業務

電話等での各種問い合わせへの対応、来場者及び見学者等への応対（施設の案内）等、必要な対応を行うこと。

第３　生涯スポーツの推進及び利用者サービスに関する業務基準

指定管理者は、生涯スポーツの振興及び利用者サービス向上のため次の業務を実施するものとする。また、市が定める事業のほか、指定管理者が施設の設置目的の範囲内で、市の承認を得て自主事業を行うことができる。自主事業により得た収入については、その後に企画する自主事業の財源として運用するものとする。

１　スポーツ・レクリエーションの普及に関する業務

指定管理者は、利用者が気軽に運動やスポーツ･レクリエーションに親しみ、楽しみながら健康・体力の増進を図れるように、さまざまな機会を提供するものとする。

⑴　スポーツプログラムの提供（自主事業）

指定管理者は、施設の設備、機能を最大限に発揮して、魅力あるスポーツプログラムを提供する。なお、参加費は市と協議のうえ設定することとする。

２　利用者サービスに関する業務

⑴　飲食・物販事業（自主事業）

指定管理者は、市の許可を得て施設内で、食事、喫茶等の飲食及び利用の利便性を高めるための物品を提供・販売することができる。この場合、提供・販売する食事等の内容（品目・メニュー）方法（自動販売機、ケータリング等）及び料金等は市と協議のうえ、指定管理者が設定する。

ただし、夏期において、現に設置している売店・自動販売機については、行政財産目的外使用許可により、当該団体等の継続使用を前提とする。

また、内装工事を行った場合は、指定管理終了時に原則として原状に復すること。

⑵　利用促進・サービス向上事業（自主事業）

指定管理者は、上記の事業の他、施設の利用促進、利便性の向上等を考慮した事業を提案し、市の承認を得て積極的に実施すること。

なお、ここにある業務を行う場合、事業実施前に市と協議すること。

３　その他の業務

⑴　市が主催・後援する事業への協力

指定管理者は、市が主催・後援する教室、大会等の事業の実施にあたっては、関係団体と協力して円滑な運営を図ること。

第４　施設の維持管理に関する業務基準

１　保守管理業務

指定管理者は、施設及び設備の機能と環境を維持し、施設におけるサービス提供が常に円滑に行われるように施設及び設備の保守管理業務を行うこと。

⑴　建築物等の保守管理

指定管理者は、施設を適切に管理運営するために、施設の日常点検を定期的に行い、安全性及び美観を維持すること。

また、指定管理者は、施設を安心して利用できるよう予防保全に努めるとともに、不具合を発見した場合は、速やかに市に報告すること。

２　設備機器管理業務

指定管理者は、施設の機能を維持するとともに、施設利用者がより快適に利用できる良質な環境を提供すること。業務にあたっては、安全性、確実性及び経済性に配慮し、正常に機能しないことが明らかになった場合は適切な方法により対応するとともに、市へ報告すること

⑴　運転監視業務

設備の適切な運用を図るために行う運転及び監視並びにこれに関連する電力、ガス、水道等の需給状況を管理するとともに、節減に努めること。

また、設備に応じて、適正な運転記録をとること。

⑵　日常点検業務

機器の運転管理や点検・整備を日常から行うこと。

通常点検時や正常に機能しない場合の対応等について、適切に記録をとること。

⑶　定期点検・整備点検

法定点検及び初期性能・機能確保のため、年１回以上運転中の機器を停止し、外観点検、機能点検、機器作動特性試験、整備業務を行うこと。その際、必要に応じて消耗品等の交換を行うこと。

また、点検及び正常に機能しない場合の対応等について、適切に記録をとること。

本業務に関する実施内容は、**仕様書２**を参照のこと。

３　清掃業務

指定管理者は、施設の良好な環境衛生、美観の維持に心がけ、快適な空間を保つために、清掃業務を実施する。

⑴　日常清掃

指定管理者は、日常的に清掃を行い、建物、備品、器具等が常に清潔な状態に保たれるようにすること。清掃回数等の条件については、指定管理者が適切に設定すること。また、消耗品は常に補充された状態にすること。

⑵　定期清掃

指定管理者は、日常清掃では実施しづらい清掃等を確実に行うため、必要に応じて定期的に清掃を実施すること。

⑶　その他

指定管理者は、日常清掃及び定期清掃のほかにも、必要に応じて清掃を実施し、施設の良好な環境衛生、美観の維持に努めること。

本業務に関する実施内容は、**仕様書３**を参照のこと。

4　備品管理業務

⑴　備品の管理

施設における活動に支障をきたさないよう、指定管理者は備品の管理を行うとともに不具合が生じた備品については、市と協議のうえ、更新を行うこと。

原則として、既存の備品の更新費用は市の負担とする。ただし、自主事業のために必要とする備品の調達、更新費用は指定管理者の負担とする。

⑵　備品台帳

指定管理者は備品台帳を整備のうえ、年１回以上の現状確認を行い、備品の管理を確実に行うこと。

備品台帳に記載する事項は、品名、規格、金額、購入年月日、設置場所等を必ず含むこと。

なお、備品とは比較的長期間に渡って、その性質や形状を変えることなく使用に耐えるもので、購入金額が単価１万円以上の物品を言う。

5　駐輪場・駐車場管理業務

指定管理者は、夏期（７，８月）において、片山プール、北千里プール、南千里プール、中の島プールの各臨時駐輪場及び北千里プールが所在する千里北公園駐車場の管理を行うこと。車両の監視及び安全な誘導を適切に行い、路上駐車が無いように努めること。

なお、駐輪場、駐車場は無料とする。

6　保安警備業務

指定管理者は、施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用で

きる環境の確保のために保安警備業務を行うこと。防火管理者を選任し、法令に基づく防火体制等を整えること。

なお、夜間の保安体制は、原則として機械警備方式を採用する。

営業時間内にあっては、鍵の受渡、遺失品管理等を行うこと。

営業時間の終了時には、戸締り、消灯等の確認、各室の異常の有無の確認及び各所の火災予防点検を行うこと。侵入者、不審者等を発見した場合は、適切な対応をすること。

機械警備業務に関する実施内容は、**仕様書４**参照のこと。

7　修繕業務

施設の管理上必要となる施設の修繕については、指定管理者が行うものとする。ただし、経費の負担については以下のとおり取り扱うものとする。

なお、大規模改修工事は市が実施するものとする。

⑴　建物等の修繕

天災や老朽化、指定管理者及び市いずれの責めに帰すべき事由か明確でないものなど、全ての建物修繕については指定管理者が負担することとする。但し、経費が２０万円以上のものについては、市への報告を行い、修繕時期等を協議のうえ市の負担により修繕するものとする。

⑵　設備機器・備品の修繕

指定管理者が直接修繕できる程度の軽微なものを除き、指定管理者及び市いずれの責めに帰すべき事由か明確でないものなど、設備機器・備品の修繕については指定管理者が負担することとする。但し、経費が２０万円以上のものについては、市への報告を行い、修繕時期等を協議のうえ市の負担により修繕するものとする。

8　その他の業務

⑴	自家用電気工作物保守管理点検業務	**仕様書５**参照のこと
⑵	消防用設備保守点検業務	**仕様書６**参照のこと
⑶	循環ろ過装置保守点検業務	**仕様書７**参照のこと
⑷	水質検査等業務	**仕様書８**参照のこと
⑸	循環浄化装置保守点検等業務	**仕様書９**参照のこと
⑹	真空式温水ボイラー保守点検業務	**仕様書１０**参照のこと
⑺	吸収冷温水機保守点検業務	**仕様書１１**参照のこと
⑻	自動扉保守点検業務	**仕様書１２**参照のこと
⑼	空調用他設備機器保守点検業務	**仕様書１３**参照のこと
⑽	可動式トップライト保守点検等業務	**仕様書１４**参照のこと
⑾	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務	**仕様書１５**参照のこと

⑿　植木等保持業務　　**仕様書１６**参照のこと

第５　経営管理に関する業務基準

１　事業計画書の作成業務

指定管理者は、毎年度当初に事業計画書を作成し、市に提出すること。
また、毎年９月３０日までに次年度事業計画書（案）を作成し、市に提出すること。
作成にあたっては、市と調整を図ること。

２　事業報告書の作成業務

指定管理者は、月次事業報告書及び年次事業報告書を作成すること。
月次事業報告書は、翌月１０日までに市へ提出すること。
年次事業報告書は、前年度の事業報告を毎年４月末日までに市へ提出すること。
月次事業報告書に記載する内容は以下のとおりとし、書式は市と協議のうえ定める。

月次事業報告書記載内容

① 利用実績（利用者数、利用料金収入、実施事業数、利用率、減免件数、減免金額）
② 管理業務の実施状況

年次事業報告書記載内容

① 利用実績（利用者数、利用料金収入、実施事業数、利用率、減免件数、減免金額）
② 管理業務の実施状況
③ 決算状況（損益計算書、費用明細等）
④ 事業に対する自己評価

３　事業に対する評価業務

指定管理者は、以下の方法により、利用者等の意見や要望を把握し、運営に反映させるように努めるとともに、結果について市に報告すること。

事業報告書（月次、年次）及び事業評価の結果等をもとに、指定管理者の業務が基準を満たしていないと市が判断した場合は、是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことがある。

⑴　利用者アンケート

施設利用者を対象に、施設において提供するサービスの評価に関するアンケート等を年に１回以上実施すること。なお、指定管理者は、アンケート用紙の作成、配付、回収及び分析を行うこと。

⑵　施設の管理運営に対する自己評価

施設の管理運営に関して、適宜自己評価を行い、その結果を年次事業報告書にまとめ市に提出すること。

⑶施設の管理運営に対する市の監査

市の担当者は、施設の管理運営状況を確認するため、必要に応じていつでも施設に立ち入り、書類等を閲覧することができることとする。また、監査員による施設の管理運営に対する監査がある場合は、必要な対応を行うこと。

４　市及び関係機関との連絡調整業務

指定管理者は、市及び関係機関との連絡調整を図ること。

５　指定期間終了時の引継業務

指定管理者は、指定期間終了時に、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の業務を遂行できるように、必要な期間引継ぎ業務を行うこと。

第６　その他

１　管理体制の整備等

⑴　管理運営体制

指定管理者は、事業を円滑かつ適切に遂行することが可能な管理・運営体制を構築すること。

⑵　連絡体制

指定管理者は、市との連絡用に常設電話及びインターネット環境を整えること。

⑶　服務

指定管理者は、従事する全ての職員に対して公益使命を自覚させ、名札の着用、来場者に満足を与える接遇（服装、身だしなみ、言葉づかい等）を徹底すること。

２　文書の管理

指定管理者は、指定期間中の文書の管理について、市の指示に基づき、年度毎、分野毎に分類し、適切に管理すること。

⑴　利用申請書の保管

利用申請書等は、市の指示に基づき適切に保管し、指定期間内終了後に市に納めることとする。

⑵　記録の保管

事業の実施に伴って作成・整備した図面・記録類について、汚損、紛失等の無いよう適切な方法で保管し、次期指定管理者に引継ぐこと。

保管期間は、基本的に以下のとおりとする。

①　協力業者一覧表、メーカーリスト、各種取扱説明書、保証書	永年
②　官庁届出控、報告控	永年
③　年間、月例定期点検、測定記録	永年
④　業務連絡簿、年間・月間作業計画表、管理日報・月報	５年
⑤　日誌（機械運転日誌、作業日誌等）	５年
⑥　事故、傷害記録	５年
⑦　補修記録	５年

3　保険の加入

指定管理者は、施設賠償責任保険他、募集要項等に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で保険に加入することとする。なお、建築物に対する火災保険については市が加入する。

4　個人情報の保護及び開示

指定管理者は、個人情報保護法及び吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の漏えいが無いようにすること。

また、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはならない。指定管理期間の終了（指定の取消しを含む）後、並びに従事者が職務を退いた後においても同様とする。

5　環境への配慮

指定管理者は、「吹田市役所エコオフィスプラン」に基づき、省エネルギー・省資源、廃棄物の排出抑制、グリーン購入など環境に配慮した取り組みに努めること。なお、市が実施する取り組みには積極的に協力すること。

6　その他の留意事項

⑴　施設の管理運営にあたり、飲食物の販売、興行の開催等に係る諸届（大規模興行時の消防機関への届出等）が必要な場合は、指定管理者の責任のもと、委託先、興行主等と協議のうえ手続きを行うこと。
⑵　本書に記載のない事が発生したときは、市と指定管理者で協議のうえ決定するものとする。

仕様書１

吹田市民プール監視・救護業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里、中の島）の監視及び救護業務の実施に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　監視員

（１）監視員は遊泳者の事故防止の為、監視を行うとともに、プール場内の秩序の維持、危険防止、盗難の予防及び救護活動などに従事する。
監視員のうち、１名を主任監視員と定めること。

（２）監視員は健康であり、業務遂行に支障のない者であること。

２　従事時間

（１）冬期温水プール（片山）

４～６月・９～３月	平日	午後９時～午後９時
	土・日・祝日	午前９時～午後９時

（２）夏期プール（片山）

７、８月	平日	午前１０時～午後６時
	土・日・祝日	午前９時～午後６時

（３）夏期プール（北千里、南千里、中の島）

７、８月	平日	午前１０時～午後６時
	土・日・祝日	午前９時～午後６時

（４）監視員の交替時は、連絡事項をもれなく引継をするものとする。

（５）非常の場合及び特に甲の指示のあるときは、従事時間外であっても業務に従事するものとする。

３　人員配置

プール遊泳者数を考慮しながら、監視業務が万全に実施できるように配置することとし、その計画表を提出し、承認を得ること。

４　業務要領

業務は次のとおり実施するものとする。

（１）プール遊泳者の事故防止のため、定置・巡回・水中監視を行い、危険な状況においては迅速な救護を行うものとする。

（２）主任監視員は、常にプール場内を巡回し、監視指導、監視・救護業務の遂行状況を確認し、必要に応じて適切な処置を行うものとする。

（３）身長により入場制限をしているプールについては、身長を確認のうえ入場させるものとする。
（４）プール使用の規律を守らない利用者には注意を促すものとする。

（５）ラジオ体操時には、遊泳者をプールサイドに誘導し、率先して体操を行うものとする。

（６）落雷・光化学スモッグ等による事故防止のため、甲が遊泳を中止したときは、速やかに非難場所に誘導するものとする。

（７）プール場内の設備、備品などの整備をプール使用の前後並びに従事中も業務に支障をきたさない範囲で実施するものとする。

（８）プールへの出入り者を常に把握し、挙動不審な者を発見したときは、必要に応じて臨機の処置を講ずるものとする。

（９）監視員は救急法の受講者であること。

(11) 事故発生時には、迅速な救助を行うとともに、臨機の措置をとり、他の従事職員と協力し、関係機関へ通報すること。

(12) 清掃従事員に協力し、プール場内の清掃、洗浄を行うものとする。

(13) 入手した遺失物、引取人のない物品等は、会館職員に報告し、引き渡すものとする。

(14) 監視・救護日誌を作成すること。

５　法令の遵守等

乙は労働基準法、最低賃金法その他関係法令に定められた基準を遵守するとともに、従事員の健康管理に注意を払い、定期健康診断を受けさせるものとする。

６　監視員の衛生管理

（３）乙は監視員の伝染病、疾病等には特に注意し、適切な予防法を実施するとともに、すみやかに甲に報告し、指示を受けるものとする。

（４）乙は利用者に対し、不快感を与える事のないよう常に、監視員に清潔な服装を着用させるものとする。

７　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

仕様書２

吹田市民プール設備機器管理業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里、中の島）の設備機器管理業務の実施に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　業務の目的

本業務は、施設の機能を維持するとともに、施設利用者がより快適に利用できる良質な環境を提供することを目的とする。

２　従事員

（１）この業務についての経験が豊富な者で、この仕様書に定められた業務の完全遂行につとめること。

（２）従事員は健康であり、業務遂行に支障のない者であること。

３　業務内容

（１）機械操作及び管理

ア　空気調和設備

ボイラー・冷温水発生機により各階に設けられた空調機を経て、空気吹き出し口に至までの冷暖房設備のすべての運転、管理を行うものとする。フイルター等を適宜清掃し保全する業務を含む。

イ　換気調節設備

外気取入口及び室内吹入口より各階に設置された換気ファンを経て、室内の換気調節を行うすべての設備の運転管理を行うものとする。適宜清掃し保全する業務を含む。

ウ　給排水給湯衛生設備

水道計量器より消火水槽に至る市水引込設備並びに受水層・高架水槽より吸水口を経て下水道に至るすべての設備の運転、管理を行うものとする。

エ　ろ過装置等

ろ過機、熱交換機、ボイラー等の運転、管理を行うものとする。

オ　ガス設備

ガス計量器よりガス供給口に至るまでのすべての設備及び付属ガス器具の管理を行うものとする。

カ　電気設備

引込柱の責任分岐点より受変電設備を経て、負荷に至るすべての設備及び負荷設備管理を行うものとする。

キ　防災設備

消火水槽より消火ポンプを経て消火放水口に至るすべての設備及び室内に設置された感知機、発信機より受信機に至るすべての設備の管理及び保全並びに消火栓の保全管理を行うものとする。

ク　照明音響設備

（一）照明関係　　照明設備の管理を行うものとする。

（二）音響設備　　音響設備の管理を行うものとする。

ケ　機械は、適時点検のうえ、メーター、モーター、バルブ類を確認し、調整、注油、清掃等を行うこと。

コ　ろ過機の洗浄及び集毛機の清掃は適時に行うこと。

サ　機械の故障等を発見したときは、速やかに甲に報告するとともに、特別な資材、技術を要するものを除き、早急に修繕すること。

シ　業務にかかる関係設備の法令等の規程による検査に立会うものとする。

（2）水質・水温等の管理

ア　水質（ＰＨ．残留塩素）水温、外気温の検査測定行い、その結果を日誌等に記録すること。

イ　薬剤注入及び機械操作を適正に行い、水質、水温について法定基準を維持すること。

ウ　スーパークロリネーションの実施に立ち会うものとする。

4　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

仕様書３

吹田市民プール清掃業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里、中の島）の清掃業務の実施に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　従事員

（１）清掃業務についての経験が豊富である者で、この仕様書に定められた業務の完全遂行に努めること。

従事員のうち１名を主任従事員として定めること。

（２）従事員は健康であり、清掃業務遂行に支障のない者であること。

２　従事時間

（１）冬期温水プール（片山）

４～６月・９～３月　　午前７時～午後９時

午前９時～午前１２時（月一回）

（２）夏期プール（片山）

７、８月　　午前９時～午後９時

（３）夏期プール（北千里、南千里、中の島）

７、８月　平日　　午前９時～午後６時

土、日、祝日　午前８時～午後６時

３　人員配置

人員配置は、利用時間並びに利用状況等を考慮しながら円滑な業務遂行を図るよう配置するものとし、その計画表を提出し、承認を得ること。

ただし、休憩時間は労働基準法その他関係法令に定めるところにより交替で業務に支障のないように設けること。

４　業務内容

（１）日常清掃及び定期清掃

日常・定期清掃業務の清掃箇所、清掃方法、清掃内容、実施回数は別表１、２のとおりとする。

なお、定期清掃は各室の容易に移転できる椅子、衝立等の備品は移動させ、丁寧に掃き、床材に適した洗剤を用いて研磨機にて洗浄し、汚れを十分に除去した後、床材に最も適したワックスを塗布して、電動研磨機にて研磨仕上げを行うものとする。

（２）プール洗浄

洗浄、清掃は、プールに適した薬剤を用いて研磨機等にてプール本体の壁及び床面に付着している汚れを完全に除去した上、水洗いを十分に行うこと。

清掃箇所、清掃方法、清掃内容、実施回数は別表３のとおりとする。

（３）ガラス掃除

窓ガラス類は晴天の昼間に薬剤を用いて、鮮明になるまで拭き磨き上げる。

清掃箇所、清掃方法、実施回数は別表４のとおりとする。

（４）可動式トップライトの清掃

清掃方法、実施回数は別表５のとおりとする。

（５）照明設備、機器等の清掃

清掃方法、実施回数は別表６のとおりとする。

（６）会館内で引火性危険物を使用するときは、事前に届け出て、承認を得ること。

（７）業務の遂行に際しては細心の注意を払い、施設、物品等を損傷しないようにつとめること。

（８）施設、付帯設備等の保全に留意し、破損、故障等を発見したときは、速やかに甲に報告すること。

（９）清掃日誌を作成すること。

５　法令の遵守等

乙は労働基準法、最低賃金法その他関係法令に定められた基準を遵守するとともに、従事員の健康管理に注意を払い、定期健康診断を受けさせるものとする。

６　従事員の衛生管理

乙は利用者に不快感を与えることのないように、従事員に常に清潔な作業服を着用させ、作業しなければならない。

７　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別 表 1

清 掃 （片山室内プール）

清掃箇所	清 掃 方 法	清 掃 内 容	実 施 回 数	
			日常清掃	定期清掃
玄関前広場 ゴ ミ 置 場	常時巡回し、ゴミを拾い美化に努める。	○玄関前のゴミ拾い ○ゴミ置場の清掃	常 時 週1回以上	
玄 関 風 除 室 ホ ー ル 観 覧 席	床面の清掃、水拭きを行いガラス部は洗剤を用いて磨き、ゴミ入れ、灰皿等の整理をする。飲料水等の汚れは完全に拭き取る。	○床面除塵及び水拭き ○床面樹脂ワックス研磨仕上げ ○ガラスドアの水洗いまたは水拭き ○屑カゴ、灰皿の点検、清掃 ○椅子等の水拭き ○手すりの空拭き	日2回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上	 月1回以上
事 務 室（1） 〃 （2） 応 接 室 会 議 室（1） 〃 （2） 放 送 室 医 務 室 指 導 員 室 監 視 室	床面は掃き掃除を行い、屑カゴ、灰皿の点検、清掃する。机、椅子等の整理をする。貸出用水泳帽子の洗濯をする。	○床面除塵及び水拭き ○床面樹脂ワックス研磨仕上げ ○屑カゴ、灰皿の点検、清掃 ○机、椅子等の水拭き ○水泳帽子の洗濯した後に消毒、乾燥	日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上	 月1回以上
体力測定室 トレーニング室	床面は掃き掃除の後水拭きをし、終日美化に努める。	○床面除塵及び水拭き ○床面樹脂ワックス研磨仕上げ ○入口のマット清掃 ○鏡の空拭き ○手すりの空拭き ○下足棚の掃除 ○機器の空拭き	週3回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上	 月1回以上 月1回以上
更 衣 室	床面の泥、砂を掃きロッカーの点検を行い、忘れ物の整理を行う。	○床面除塵、水拭き ○手洗い台の水洗い ○鏡の空拭き ○ロッカーの点検 ○ロッカーコインの回収 ○ロッカーの水拭き、空拭き	日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 週3回以上 週1回以上	

清　掃　（片山室内プール）

清掃箇所	清　掃　方　法	清　掃　内　容	実　施　回　数	
			日常清掃	定期清掃
湯　沸　室	流し台及び床面の水拭きを行う。	○床面水洗い又は水拭き ○流し台水洗い ○茶がら等の処理	日1回以上 日1回以上 日1回以上	
廊　下 階　段 （おどり場）	床面は掃き掃除の後水拭きをし、手すり等は雑巾掛けを行う。	○床面掃き掃除及び水抜き ○椅子等の水拭き ○吸殻の処理、屑籠の清掃 ○壁面低所空抜き、床面洗浄水拭き ○床面樹脂ワックス塗布仕上げ ○ガラスドアの水拭き及び空拭き	日1回以上 日1回以上 日1回以上 週1回以上 日1回以上	 月1回以上
便　所	便器、洗面器、流し場は洗剤を用いて入念に掃除し、汚れは完全に拭き取り、常時臭気、汚れのないようにする。	○床面水洗い又は水拭き ○便器、洗面器の水洗い ○仕切り板雑巾掛け ○汚物処理 ○鏡の空拭き ○トイレット・ペーパー、石鹸水の補給	常　時 常　時 常　時 常　時 常　時 常　時	
ランニング コ　ー　ス	床面は電気クリーナーで、泥砂を取り除きゴミを拾う。	○カーペットの電機クリーナー仕上げ ○カーペットのクリーニング ○カーブミラーの空拭き ○手すりの空拭き ○鏡の空拭き ○ガラスドアーの水拭き及び空拭き	日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上	 年2回以上
シャワー室	抜け毛の除去及び砂ゴミを取り除き、タイルを洗剤で洗い、常時清潔にする。	○床面の洗浄 ○壁面の水拭き ○カーテンの洗浄 ○洗面、洗眼台の洗浄 ○ガラスドアの空拭き	週1回以上 週1回以上 週1回以上 週1回以上 日1回以上	
採　暖　室	開場前に床面、壁面の清掃を行う。	○床面雑巾拭き ○壁面雑巾拭き	日1回以上 日1回以上	
プール本体	床面、水面の砂、泥異物等を除去する。	○水中クリーナー、プールネット等により除去	常　時	

清　掃　（片山室内プール）

清掃箇所	清　掃　方　法	清　掃　内　容	実　施　回　数	
			日常清掃	定期清掃
プールサイド	プールサイド及びノンスリップタイルのデッキブラシ等により水洗い、洗剤洗いし、抜け毛、ゴミ等を取り除く。	○プールサイドの水洗い ○プールサイドの洗剤洗い ○抜け毛、ゴミの除去 ○洗眼台の水洗い ○手すりの空拭き ○マット敷部分の水洗い ○窓ガラスの水拭き	日1回以上 週1回以上 常　　時 日1回以上 日1回以上 週1回以上 週1回以上	
玄関、風除室 ホ　ー　ル 事務室当の窓 窓　ガ　ラ　ス	ガラスを水拭きし、汚れは洗剤で入念に拭き取り後、ガラス　スクイジで透明か鮮明になるまで拭き、磨きあげる。	○窓ガラスの水拭き	週1回以上	
扉	汚れに応じ、洗剤等を用いて掃き清める。	○空拭き、水拭き	日1回以上	
外　　周 駐　輪　場 屋外プール サ　イ　ド	掃き掃除の後、必要に応じて散水等を行う。	○掃き掃除 ○散水 ○樹木の散水 ○除草及び薬剤散布	日1回以上 日1回以上 夏期日1回以上 その他週1回以上	 年4回以上
屋内消火栓 消　火　器	汚れに応じ、洗剤等で掃き清める。	○塵払い、空拭き ○金属部の磨き	日1回以上	 月1回以上

※　7、8月は、別表2により実施するものとする。

別 表 2

清 掃 （片山市民プール夏期）

清掃箇所	清 掃 方 法	清 掃 内 容	実 施 回 数	
			日常清掃	定期清掃
玄関前広場 ゴ ミ 置 場	常時巡回し、ゴミを拾い美化に努める。	○玄関前のゴミ拾い ○ゴミ置場の清掃	常 時 週1回以上	
玄 関 風 除 室 ホ ー ル 観 覧 席	床面の清掃、水拭きを行いガラス部は洗剤を用いて磨き、ゴミ入れ、灰皿等の整理をする。飲料水等の汚れは完全に拭き取る。	○床面除塵及び水拭き ○床面樹脂ワックス研磨仕上げ ○ガラスドアの水洗いまたは水拭き ○屑カゴ、灰皿の点検、清掃 ○椅子等の水拭き ○手すりの空拭き	日2回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上	月1回以上
事 務 室 (1) 〃 (2) 応 接 室 会 議 室(1) 〃 (2) 放 送 室 医 務 室 指 導 員 室 監 視 室	床面は掃き掃除を行い、屑カゴ、灰皿の点検、清掃する。机、椅子等の整理をする。	○床面除塵及び水拭き ○床面樹脂ワックス研磨仕上げ ○屑カゴ、灰皿の点検、清掃 ○机、椅子等の水拭き	週3回以上 日1回以上 日1回以上	月1回以上
体力測定室 トレーニング室	床面は掃き掃除の後水拭きをし、終日美化に努める。	○床面除塵及び水拭き ○床面樹脂ワックス研磨仕上げ ○入口のマット清掃 ○鏡の空拭き ○手すりの空拭き ○下足棚の掃除	週3回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上	月1回以上
更衣室(団体更衣室を含む)	床面の泥、砂を掃きロッカーの点検を行い、忘れ物の整理を行う。	○床面除塵、水拭き ○手洗い台の水洗い ○鏡の空拭き ○ロッカーの点検 ○ロッカーコインの回収 ○ロッカーの水拭き、空拭き ○カゴの整理	日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 週3回以上 週1回以上 常 時	

清　掃　（片山市民プール夏期）

清掃箇所	清　掃　方　法	清　掃　内　容	実　施　回　数	
			日常清掃	定期清掃
湯　沸　室	流し台及び床面の水拭きを行う。	○床面水洗い又は水拭き ○流し台水洗い ○茶がら等の処理	日1回以上 日1回以上 日1回以上	
廊　下 階　段 （おどり場）	床面は掃き掃除の後水拭きをし、手すり等は雑巾掛けを行う。	○床面掃き掃除及び水拭き ○椅子等の水拭き ○吸殻の処理、屑籠の清掃 ○壁面低所空抜き、床面洗浄水拭き ○床面の樹脂ワックス塗布仕上げ ○タンツボの処理 ○ガラスドアの水拭き及び空拭き	日1回以上 日1回以上 日1回以上 週1回以上 日1回以上 日1回以上	 月1回以上
便　所	便器、洗面器、流し場は洗剤を用いて入念に掃除し、汚れは完全に拭き取り、常時臭気、汚れのないようにする。	○床面水洗い又は水拭き ○便器、洗面器の水洗い ○仕切り板雑巾掛け ○汚物処理 ○鏡の空拭き ○トイレット・ペーパー、石鹸水の補給	常　時 常　時 常　時 常　時 常　時 常　時	
ランニング コ　ー　ス	床面は電気クリーナで泥、砂を取り除きゴミを拾う。	○カーペットの電機クリーナ仕上げ ○カーペットのクリーニング ○カーブミラーの空拭き ○手すりの空拭き ○鏡の空拭き ○ガラスミラーの水拭き及び空拭き	日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上 日1回以上	 年2回以上
シャワー室	抜け毛の除去及び砂、ゴミを取り除き、タイルを洗剤で洗い、常時清潔にする。	○床面の洗浄 ○壁面の水拭き ○カーテンの洗浄 ○洗面、洗眼台の洗浄 ○ガラスドアの水拭き及び空拭き	週1回以上 週1回以上 週1回以上 週1回以上 日1回以上	
採　暖　室	開場前に床面、壁面の清掃を行う。	○床面雑巾拭き ○壁面雑巾拭き	日1回以上 日1回以上	
プール本体 （室内プール含む）	底面、水中、水面の泥、砂、落葉、羽毛等異物を取り除く。	○水中クリーナー、プールネット等により除去	常　時	

清　掃　（片山市民プール夏期）

清掃箇所	清　掃　方　法	清　掃　内　容	実　施　回　数	
			日常清掃	定期清掃
プールサイド（室内プール含む）	プールサイド及びノンスリップタイル（カーペットを含む）のデッキブラシ等により水洗い、洗剤洗いし、抜け毛、ゴミ等を取り除く。	○プールサイドの水洗い ○プールサイドの洗剤洗い ○抜け毛、ゴミの除去 ○洗眼台の水洗い ○手すりの空拭き	日1回以上 週1回以上 常　時 日1回以上 日1回以上	
プールサイド周　辺	常時プールサイドを巡回し、落葉、異物（セメントのカケラ等）、紙コップ、ゴミ等を拾い掃除をし、美化に努める。カーペット、人工芝、スタート台等はデッキブラシ等により水洗いし、汚れ具合によっては洗剤を用いて洗浄する。飲料水等の汚れは完全に拭き取る。	○紙コップ、ゴミ等の回収 ○ゴミ箱の洗浄 ○カーペットの洗浄 ○ベンチの整理 ○ベンチの水拭き ○スタート台の洗浄	常　時 日1回以上 週1回以上 常　時 週1回以上 日1回以上	
玄関、風除室ホール事務室等の窓ガラス	ガラスを水拭きし、汚れは洗剤で拭き取り後、柔らかい布で透明かつ鮮明になるまで拭き、磨きあげる。	○窓ガラスの水拭き	週1回以上	
扉	汚れに応じ、洗剤等を用いて掃き清める。	○空拭き、水拭き	常　時	
外周駐輪場屋外、プールサイド	掃き掃除の後、必要に応じて散水等を行う。	○掃き掃除 ○散水 ○樹木の散水	日1回以上 日1回以上 日2回以上	
樹　木		○除草		
公園内ゴミ置場	ゴミ箱の周辺のゴミをゴミ袋に入れて、カゴ内に納める。	○ゴミの収集	週1回以上	
屋内消火栓消火器	汚れに応じ、洗剤等で掃き清める。	○塵払い、空拭き ○金属部の磨き	日1回以上	 月1回以上

※　北千里市民プール、南千里市民プール、中の島市民プールについては片山市民プール（夏期）に準じて実施するものとする。

別表　3

ﾌﾟｰﾙの環水槽の洗浄及び消毒

項目 / ﾌﾟｰﾙ別	清掃箇所及び内容					清掃方法
	ﾌﾟｰﾙ種類別	長さ（m）	広さ（㎡）	水深（m）	容積（㎥）	
片山市民ﾌﾟｰﾙ	競泳用ﾌﾟｰﾙ	50×19	950	1.2～1.4	約1,230	洗浄清掃は日曹ハイクロン顆粒剤を使用し、ジェッター等強力な水圧の出る機械により、ﾌﾟｰﾙ本体の外壁及び底面に付着している藻アク等を完全に取除くこと。側溝の泥、小石等を取除き水はけを良好にし、石、土、砂、その他、異物を全部除去する。便所の汚物等は薬剤で完全に除去したうえ水洗いを完全にすること。
	子供用ﾌﾟｰﾙ	25×12	300	0.9～0.1	約290	
	幼児用変形ﾌﾟｰﾙ		550	0.4～0.6	約280	
	室内ﾌﾟｰﾙ	25×17	425	1.15～1.35	約530	
	便所		27.5			
北千里市民ﾌﾟｰﾙ	競泳用ﾌﾟｰﾙ	50×19	950	1.4～1.6	約1,420	
	子供用ﾌﾟｰﾙ		1,400	0.7～0.9	約1,120	
	幼児用変形ﾌﾟｰﾙ		200	0.3～0.5	約80	
	便所		50			
南千里市民ﾌﾟｰﾙ	競泳用ﾌﾟｰﾙ	25×15	375	1.1～1.3	約450	
	子供用ﾌﾟｰﾙ		375	0.7～0.9	約300	
	幼児用変形ﾌﾟｰﾙ		200	0.3～0.5	約80	
	便所		50			
中の島市民ﾌﾟｰﾙ	競泳用ﾌﾟｰﾙ	25×17	425	1.1～1.3	約500	
	子供用ﾌﾟｰﾙ		272	0.3～0.7	約140	
	便所		78			

※　片山室内ﾌﾟｰﾙは年3回（7月・8月・12月）実施するものとし、その他は年1回（6月）実施する。

別表4

ガラス掃除

ﾌﾟｰﾙ別	掃除場所	掃除方法	実施回数
片山市民ﾌﾟｰﾙ	管理棟側面、室内ﾌﾟｰﾙ側面両側、2Fランニングコース側面2Fトレーニングルーム東側	ガラスを薄い石鹸水もしくは水で洗浄後、ガラススクイジで水分を取る。	年3回（5・9・1月）
北千里市民ﾌﾟｰﾙ	管理等ロビー一部分両側、事務室		年1回（6月）

別表5

可動式トップライトの清掃

掃除方法	実施回数
昼間に洗剤を用いて、透明かつ鮮明になるまで洗い上げる。可動式レールの溝も同時に実施	年5回

別表６
照明設備、機器等の清掃

清掃方法	実施回数
照明器具に適した洗剤を用い汚れを十分に除去した後、空拭きする。高所については、蛍光灯を新しいものと交換する。クーリニングタワーは使用前にフイルター及び受皿を水洗いし、水垢、ゴミ等を除去する。ファンコイルは、加湿器のフイルターを清掃し、空調機のグリスアップ及び吸込み口、はき出し口のフイルターを清掃する。	低所年1回（12月） 高所年1回（9月） その他年1回（6月） 適宜

仕様書４

吹田市民プール機械警備業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里、中の島）の施設の機械警備に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１．警報装置等の設定

（１）警報装置及びこれに付帯する一切の設備（以下「警報装置」という。）を設置しなければならない。（設置箇所別紙図面）

（２）警報装置設置に当たっての基本的事項

別表１のとおりとする。

２．従業員

（１）機械警備等業務についての経験が豊富である者で、この仕様に定められた業務完全遂行に努めること。

（２）従業員は健康であり、機械警備等業務遂行に支障のない者であること。

３．警備担当時間

（１）片山市民プール

4月～6月及び9月～翌月3月	21時15分～翌8時30分
12月28日～翌年1月4日	24時間
7月・8月	21時15分～翌8時30分

（２）北千里・南千里市民プール

4月～6月及び9月～翌年3月	24時間
7月・8月	18時～翌9時

（３）前項の規定にかかわらず、時間外勤務等各種事情により甲の職員の勤務時間を変更した場合は、それに伴いその時間を変更するものとする。

４．警備実施時間

（１）警備担当時間内において、施設が無人の状態にあるとき。

（２）甲からの警報装置作動開始の信号を乙が受信したときに始まり、終了する間の時間とする。

５．巡回警備期間、回数

(1)	片山市民プール　4月～翌年3月	夜間1回
	12月28日～翌年1月4日	昼間1回、夜間1回
（２）	北千里・南千里市民プール	
	4月～6月及び9月～翌3月	昼間1回、夜間1回
	7月・8月	夜間　2回

６．人員配置

人員配置は、警備巡回時間等利用状況等を考慮しながら円滑な警備業務遂行を図るよう配置するものとし、その計画表を提出し、承認を得ること。

ただし、休憩時間は労働基準法その他関係法令に定めるところにより交替で業務に支障のないように設けること。

７．業務内容

別表２のとおりとする。

８．法令の遵守等

乙は労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

９．その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表　1

1　警報装置等の設置に関する基本的事項

（1）警報装置等の設置は、仕様書1（1）による。

（2）警報装置は施設内で発生した異常事態を乙の警備本部へ異常事態別に自動的に通報する機能を有すること。

（3）施設の増築・改築等により、既設の警報装置の一部又は全部の移動、変更、撤去等の必要が生じた場合は、甲は乙に事前に通知するものとし、当該工事費は乙の負担とする。

（4）甲乙協議により、新たに警報装置の付加が必要と認められた場合は、1（1）と同様とする。

（5）警報装置に故障が生じた場合の負担区分は次のとおりとする。

①保守の不備のために生じた故障・事故等については、乙が全責任を負うものとする。

②工事又は自然に起因する事由で故障が生じたときは、乙が直ちに修理を行い、その経費は乙の負担とする。

③不法侵入者等犯罪行為による場合の破損等の損害については、乙の負担とする。

④甲の故意又は重大な過失により故障が生じた場合は、甲の負担とする。

（6）乙は、契約期間が満了したとき又は契約を解除したときは、自己の負担で警報装置を速やかに撤去しなければならない。

（7）業務に使用する機械装置及び専用回線並びに車両その他すべてのものについては、乙の負担とする。

（8）警備業務に必要な電気使用料は、無償とする。

（9）この仕様書に記載されていない事項であっても、これに付随して必要と認められる軽微な部分は、乙負担の範囲内で実施する。

別表　２

警備機構並びに警備業務内容

（１）警備業務の実施にあたっては、常に施設及び設備等の保安に細心の注意をもって、誠実に履行しなければならない。

（２）警備方法については、警報警備方式及び巡回警備方式により実施するものとする。

（３）乙の警備本部

乙は警報本部を設置し、警備実施時間中、警報受信装置を間断なく監視するとともに、常に警備員との連絡を保持すること。

（４）　巡回警備員

巡回警備員は、常に乙の警備本部との連絡を保持し、施設及び設備等の異常事態発生に備えること。

（５）　巡回警備

毎日、警備開始から警備終了までの間に施設内外を仕様書4条のとおり巡回し、各種危険除去のため施設の安全確認を行い、併せて警報装置の点検を行うとともに、片山市民プールについては、その結果を市民プール事務室に備え付けの別紙１の報告書を甲に提出し、警備状況を報告し、北千里・南千里市民プールについては、巡回時計を使用し、その記録紙を別紙２の報告書に添付し甲に提出し、警備状況を報告しなければならない。

（６）異常事態発生時における乙の処置

ア　警報受信装置が施設に異常事態が発生したことを表示又は報知したときは、乙は、警備員を直ちに急行せしめ、異常事態の発生を確認し、事態の拡大防止にあたるとともに事態に応じて関係先へ連絡すること。

イ　火災の表示又は報知したときは、消防署への通報及び市民プール職員への連絡を行うとともに警備員による初期火災の消化活動にあたらせ、火災による損害を最小限度にとどめること。

ウ　甲は乙に対して、市民プールの緊急連絡者名を通知すること。

（７）事故報告書の提出

警備実施時間中に事故等が発生したときは、乙は事故報告書を甲に提出すること。

（８）鍵の預託

ア　甲が預託する鍵は、警備上必要とする鍵とする。

イ　甲が委託する鍵は、甲が貸与するもので、契約期間終了後、直ちに返却するものとする。

ウ　業務遂行のため甲が乙に預託した甲の鍵は、勤務中の巡回警備員の責任の下に保管し、その他の場合には乙の金庫に保管する。

エ　甲が預託した鍵は、絶対に複製してはならない。

（８）警報装置の保守点検

乙は、施設に設置した警報機器の機能について、毎月１回以上定期点検を行い、また、毎日警報装置の正常な機能を点検し、警備本部において正常作動を確認しなければならない。万一、警報装置の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。

（９）乙は、警報機器及び警報装置の機能点検実施結果報告書を作成し、翌月の５日までに甲に報告書を提出すること。

仕様書５

吹田市民プールの自家用電気工作物保守管理点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立片山市民プール自家用電気工作物保守管理点検業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　当保安管理点検業務は、電気事業法その他関係法令に基づき自家用電気工作物の保守点検を、月次点検（隔月1回）、年次点検1回　を実施する。

２　保守管理点検項目及び点検回数

工作物別点検項目等（月次点検、年次点検）

別表１のとおりとする。

３　設備容量

設備容量　350kVA　6,600V

４　結果報告

保守管理点検終了後、結果報告書を作成し、甲に報告すること。

５　その他

この仕様に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

仕様書６

吹田市民プール消防用設備保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里）の消防用設備保守点検業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　当設備保守点検業務にあっては、消防法その他関係法令に基づき実施するものとする。

２　業務内容及び実施時期

別表１のとおりとする。

なお、実施日時については、甲、乙と事前に協議して決めるものとする。

３　技術者の派遣

保守点検には、熟練した技術員を派遣すること。

４　臨時点検

別表１で定める実施月以外に異常があった場合は臨時点検するものとする。

臨時点検の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

５　業務の報告

乙は、業務実施の都度、業務報告書を作成し甲及び関係機関へ提出し状況を報告しなければならない。

６　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議の上定めるものとする。

別表１

設　備　名	外観・機能点検 実　　施　　月	総　合　点　検 実　　施　　月
消火器具 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 非常用放送設備 避難器具 誘導灯設備 連結送水管	６月、１２月	１２月

仕様書７

吹田市民プール循環ろ過装置保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里、中の島）の施設の循環ろ過装置保守点検業務に関し、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　対象装置及び台数

①片山市民プール　　ろ過装置幼児･25ｍ用、ろ過装置50m用　　2台

②北千里市民プール　ろ過装置50m用　2台、ろ過装置50m変形用　1台

③南千里市民プール　ろ過装置　　1台

④中ノ島市民プール　ろ過装置　　1台

２　保守点検回数等

1年間に３回とし、実施時期は、６月中旬、７月末～８月初、９月中旬とする。

なお、不調時は、随時点検及び整備をする。

３　技術者の派遣

保守点検には、熟練した技術者を派遣すること。

４　保守点検結果報告書

保守点検後、速やかにその結果を報告すること。なお、３回目の実施後は内部整備等の写真を添付した保守点検結果報告書を提出すること。また、補修を必要とする箇所がある場合には、補修内容、図面等を添付すること。

５　業務内容

別表１のとおりとする。

６　法令の遵守等

乙は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

7　その他

この仕様に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表１

保守点検箇所	６　月　中　旬	７月末～８月初	９　月　中　旬
ポンプ	・ｸﾞﾗﾝﾄﾞﾊﾟｯｷﾝ状態の確認・ｶｯﾌﾟﾘﾝｸﾞｺﾞﾑ取り換え ・ﾍﾞｱﾘﾝｸﾞ状態の確認・油の補給又は交換 ・動力線接続部分確認・芯出し、運転状態	・油の補給又は交換 ・芯出し､運転状態	・ポンプ内部排水 ・修理又は整備必要箇所確認
操作弁	・注油・作動確認・モートルの芯出し	・注油	・注油
ｽﾄﾚｰﾅｰ	・ﾊﾟｯｷﾝｸﾞを状態により取換え		・こし器洗浄乾燥・内部サビ落し塗装
ｽﾗﾘｰ槽	・ｺｯｸ開閉ﾁｪｯｸ､注油		・内部洗浄・内部サビ落し塗装
ｴﾚﾒﾝﾄ	・漏水補修・処理能力	・漏水補修・処理能力	・逆洗を十分に・内部排水
ろ過槽	＊ろ材補充		・内部開放・砂の晶状態確認
バルブ	・全閉全開確認・ﾊﾟｯｷﾝ状態により取換え		・グリス塗り
圧力計	・作動確認		
全　体	・試運転・水漏れ有無確認		・外部塗装(部分的)・補修箇所の確認
備考　＊印の項目については、実施分を甲より指示する。			

仕様書８

吹田市民プール水質検査等業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里、中の島）の水質検査等業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　業務内容およびに検査項目等

別表１のとおりとする。

２　検査等実施時期及び回数

別表１のとおりとする。

３　技術者の派遣

測定、検査に当たっては、熟練の職員を派遣すること。

４　報告書の提出

乙は、測定検査終了後、報告書を甲に速やかに提出しなければならない。

５　法令の遵守等

乙は、当該業務の円滑な実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない

６　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表１

業務内容	項目別	測定検査方法	実施月・回数
水質検査	過マンガン酸カリ消費量、大腸菌群数、濁度、一般細菌、水素イオン	水道法第４条第２項の規定に基づく水質基準に関する 省令 （平成１３年７月健衛発第８３号）	20年5月～8月の間、4回実施 検査1回につき11検体
	生物科学的酸素要求量	（下水道法第１０条第１項ただし書き）	４検体
	総トリハロメタン		12検体
温水ボイラーにかかる測定	煤煙粉じん濃度測定	分析方法JISZ8808煤道４点 注）流速水分量ダスト濃度の測定及びオルザットガス分析排ガス流量の計算	５月　１回 11月　１回 計２回
	窒素酸化物測定	分析方法JIS K0104 注）ﾌｪﾉｰﾙｼﾞｽﾙﾎﾝ　酸法	
	ボイラー水水質分析	外観　臭気　色相　水素ｲｵﾝ濃度　蒸気残留物（全固形分）全硬度　Pｱﾙｶﾘ度　Mｱﾙｶﾘ度 ﾘﾝ酸ｲｵﾝ　ｼﾘｶ塩素ｲｵﾝ	5月　　1回

仕様書９

片山市民プール循環浄化装置保守点検等業務仕様書

この仕様書は、吹田市片山市民プール循環装置の保守点検等に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものとする。

１　対象循環浄化装置

①TS 式水ろ過装置サワフイルターAPF－100P 型　ARF－50P 型　１基

②PWS モニター　１式

③TS 式薬品注入装置　１式

２　業務内容及び実施時期

①水質検査　別表１のとおりとする。

②循環浄化装置の点検等　別表１のとおりとする。

③スーパークロリネーション

３　技術者の派遣

保守点検には、熟練した技術者を派遣すること。

４　業務の報告

乙は、業務実施の都度、委託業務報告書を甲に提出して状況を報告しなければならない。

５　法令の遵守等

乙は労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

６　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議の上定めるものとする。

別表１

（１）水質検査業務内容、実施回数

水質管理のための分析倹体及び水質分析項目は次のとおりとする。

業務内容	倹体数	分　　析　　項　　目	実施回数
水質検査	１倹体	ＰＨ，濁度、色度、一般細菌、大腸菌、過マンガン酸カリ消費量	月１回 計 12 回

（２）循環浄化装置の設備点検項目等並びに実施月等

イ　１カ月点検項目

＊ＫＣＬ液補充確認

＊残留塩素計校正

＊ＰＨ計校正

＊ＯＲＰ計校正

＊薬注ポンプエアー抜きバルブ作動確認

＊薬注ポンプ吐出量倹量確認

＊ＰＨ計上下限設定確認

＊ＯＲＰ計上下限設定確認

＊残留塩素計上下限設定確認

＊プレフイルターＰＦ－１００Ｐ交換

＊自動弁の作動確認

＊エアーコンブレッサー抜水確認

＊薬液の残量確認

＊原水ポンプの異常音確認

＊モーター類のＡメーター確認

ロ　１年点検項目　（実施月　９月）

＊ＰＷＳモニター（残留塩素計電極・ＰＨ電極・ＯＲＰ電極）整備調査又は部品交換。

ハ　スーパークロリネーション

（実施月　４、５、１０、１１、３月）

仕様書１０

吹田市民プール真空式温水ボイラー保守点検業務

この仕様書は、吹田市立片山市民プール真空式温水ボイラーの保守点検等の業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものとする。

１　対象機器及び台数

真空式温水ボイラー　パコテンヒーター

GSL－500型、　GSL－630型　2台

２　実施時期及び実施回数

1年間で4回とし実施時期は、5月、9月、12月、3月とする。

３　業務内容

別表１のとおりとする。

４　技術者の派遣

保守点検には、熟練した技術者を派遣すること。

５　点検結果報告書

保守点検後は、速やかにその結果報告書を甲に提出し、結果を報告すること。

６　法令の遵守

乙は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

７　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表１

業務内容

１．本体関係

⑴本体内真空度確認

⑵熱媒水水位確認

⑶各熱交換器の水頭圧確認

⑷水面覗窓確認（洩れ込み等）

⑸火炉覗窓清掃

２．抽気装置

⑴逆止弁点検（真空洩れ等）

⑵三方電磁弁作動確認

⑶抽気ポンプ内ダイヤフラム弁清掃及び作動確認

⑷抽気配管点検

⑸抽気作動確認

３．安全装置

⑴圧力スイッチ作動確認

⑵各温度ヒューズ点検確認

⑶溶解栓点検

⑷ガス圧スイッチ（低）作動確認

⑸風圧スイッチ作動確認

⑹異常消火確認

⑺感電器作動確認

４．制御装置

⑴サーミスター（ＴＨＨ・ＴＨＬ）点検

⑵温度調節器点検

⑶比例式温度制御器作動確認

⑷各ランプ及びブザー点検

⑸燃焼時間計確認

⑹プロテクトリレーシーケンスチェック

⑺マグネット点検

(8)格ターミナル端子増締め

５．バーナー関係

(1)主遮断弁、パイロット弁点検

(2)フレームロッド、ウルトラビジョン清掃及び点検

(3)ダンパーモーター点検

(4)点火トランス点検

(5)バーナーモーター点検

(6)空燃比制御液動弁作動確認

(7)パロットバーナーノズル清掃

(8)パイロットガバナ作動確認

(9)流量調節弁作動確認

(10)リンケージ作動確認

(11)点火電極棒清掃及び点検

(12)外部ガス洩れチェック

６．燃焼関係

(1)炭酸ガス中の、Ｏ２（酸素濃度）測定

(2)炭酸ガス中のＣＯ（一酸化炭素濃度）測定

(3)格ガス圧力測定

(4)フレーム電流測定

(5)排ガス温度測定

仕様書１１

吹田市民プール吸収冷温水機保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立片山市民プール吸収冷温水器の点検業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　対象機器及び台数

サンヨー吸収冷温水機　TSA―SUW―30EH　　1台

２　定期点検時期及び回数

5月、10月、11月の３回とする。

定期点検以外にもコールサービスにも応じる。

３　業務内容

① 冷房シーズンイン点検

② 冷房シーズンオン点検

③ 暖房シーズンイン点検

④ 冷却水系中性薬品洗浄

以上点検項目等は別表１のとおりとする。

４　報告書の提出

乙は、点検終了後、報告書を甲に速やかに提出しなければならない。

５　法令の遵守

乙は、当該業務の円滑な実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

６　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表１

業務内容

1	冷房シーズンイン点検
1－1	機器の状態確認
1－2	電気関係の点検
1－3	本体の冷暖切替
1－4	抽気ポンプ持参による抽気作業
1－5	燃焼装置の点検
1－6	運転データ記録・運転調整

2	冷房シーズンオン点検
2－1	機器の状態確認
2－2	電気関係の点検
2－3	抽気ポンプ持参による抽気作業
2－4	燃焼装置の点検
2－5	運転データ記録・運転調整

3	暖房シーズンイン点検
3－1	機器の状態確認
3－2	電気関係の点検
3－3	本体の冷暖切替
3－4	抽気ポンプ持参による抽気作業
3－5	燃焼装置の点検
3－6	運転データー記録・運転調整

4	冷却水系中性薬品洗浄

仕様書１２

吹田市民プール自動扉保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立片山市民プール自動扉保守点検業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　対象自動扉、機種及び台数

メーカ名　　寺岡オートドアー

機種　　SOV-60K　片引式・4台（入口、外・内。出口、外･内）

２　点検回数及び実施月

年4回とし、6月、9月、12月、3月に実施するものとする。

３　業務内容

別表１のとおりとする。

４　技術者の派遣

当業務の実施に当たっては、熟練の職員を派遣すること。

５　報告書の提出

乙は、点検終了後、報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

６　法令の遵守

乙は、当該業務の円滑な実施に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

７　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表１

業務内容

自動ドア装置の設備点検の内容は次の通りとする。

（１）点検項目

ア　動力部

イ　制御部

ウ　起動スイッチ部

エ　吊部品部

オ　扉回り部

カ　その他付属装置部

上記の各部の点検調査は、入念かつ綿密に行い、部品の摩耗、損傷があれば、これを効換し調整する。

仕様書１３

吹田市民プール空調用他設備機器保守点検業務仕様書

この仕様書は、吹田市立片山市民プール（以下「片山市民プール」という。）の空調用他設備機器保守点検業務の実施に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　業務目的

本業務は、片山市民プールに設置されている空調機器の維持保全を適正に行い、施設の快適性並びに利便性を保つと共に、空調機器を常に正常な状態に維持管理することを目的とする。

２　従事員

（１）この業務についての経験が豊富である者で、この仕様書に定められた業務の完全遂行に努めること。

（２）従事員は健康であり、業務遂行に支障のない者であること。

３　実施時期及び実施回数

別表１のとおりとする。

４　機器リスト

別表２のとおりとする。

５．業務内容

別表３のとおりとする。

６．故障修理

乙は、施設の運用上、あるいは機器の維持管理上必要な場合に技術員を派遣し、適切な処置を講ずるものとする。

なお、故障修理費及び部品の費用は、甲の負担とする。

７　計画・報告・検査

乙は甲と協議の上事前に保守点検計画表を提出しなければならない。また業務が完了したときは、その都度報告書を提出し、再確認検査を受けるものとする。

８　法令の遵守等

乙は労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

９　その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表１

実施時期及び実施回数

１・空冷ヒートポンプパッケジ	年２回	４月・10 月
２・空調機	年２回	４月・９月
３・循環ポンプ	年１回	６月
４・ファンコイルユニット 　ファンコンベクター	年２回	４月・10 月
５・顕熱交換器	年１回	４月
６・空調用自動制御機器	年１回	９月

別表２　空調関係　　機器リスト

記号	名　称 （系統名）	設置場所	仕様	動力	台数	備考
R-1	吸収式冷温水発生器	屋上	ｶﾞｽ焚き二重効用屋外型 冷却能力　30RT 加熱能力　79260kcal/N ｶﾞｽ消費量(13A)100.275kcal/h 耐震自動消火装置 遠隔操作制御盤 進相ｺﾝﾃﾞﾝｻ共 冷却水用ｻｰﾓ	200V　3φ 1.29kw	1	
CT-1	冷却塔	屋上	超低騒音　角型 冷却能力　30RT 送風機　900φ×0.75kw ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ防振架台ﾌｰﾄﾞ共	200V　3φ	1	
H-1	温水ﾍｯﾀﾞｰ[往]	B1Fﾎﾞｲﾗｰ室	鋼管製　溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上 300φ×2950L 最高使用圧　5kg/cm²　架台共	ー	1	
H-2	温水ﾍｯﾀﾞｰ[還]	B1Fﾎﾞｲﾗｰ室	鋼管製　溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上 300φ×3150L 最高使用圧　5kg/cm²　架台共	ー	1	
H-3	床暖房用温水ﾍｯﾀﾞｰ[往]	B1F機械室	SUS316ᴸ製 50φ×1450L 最高使用圧　5kg/cm²　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
H-4	床暖房用温水ﾍｯﾀﾞｰ[還]	B1F機械室	SUS316ᴸ製 50φ×1450L 最高使用圧　5kg/cm²　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
TE-1	温水用膨張ﾀﾝｸ	屋階機械室	有効 500L　SUS316L製 800×800×900H　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
TE-2	冷温水用膨張ﾀﾝｸ	屋階機械室	有効 200L　SUS316L製 600×600×650H　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
AC-1	空調機[ﾌﾟｰﾙ系統]	屋階機械室	顕熱交換機組込型 排気ﾌｧﾝ組込型 全風量　34200m³/H 外気量　22300m3/H 加熱能力　36500kcal/H 送風機　ｼﾛｯｺﾌｧﾝ（SA22.0kw, EA11.0kw） ﾌｨﾙﾀｰ仕様　不織布ｴｱｰﾌｨﾙﾀｰ	Δ－λ	1	
AC-2	空調機 [一般外気処理系統]	BF機械室	垂直型 全風量　5460m³/H 外気量　5460m3/H 加熱能力　57700kcal/H 送風機　ｼﾛｯｺﾌｧﾝ（2.2kw） ﾌｨﾙﾀｰ仕様　不織布ｴｱｰﾌｨﾙﾀｰ 水ｽﾌﾟﾚｰ加湿　加湿量 34kg/H	LS	1	
AC-3	空調機 [ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ系統]	2F機械室	垂直型 全風量　12500m³/H 外気量　3000m3/H 加熱能力　57000kcal/H 冷却能力　76500kcal/H 送風機　ｼﾛｯｺﾌｧﾝ（2.2kw） ﾌｨﾙﾀｰ仕様　不織布ｴｱｰﾌｨﾙﾀｰ 水ｽﾌﾟﾚｰ加湿　加湿量 34kg/H	LS	1	
PAC-1	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	BF監視室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　2500kcal/H 暖房能力　3500kcal/H 圧縮機　0.75kw	200V　1φ	1	
PAC-2	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F監視室・ 医務室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　3550kcal/H 暖房能力　3800kcal/H 圧縮機　1.1kw	200V　1φ	2	

別表２　空調関係　　機器リスト

記号	名　称 （系統名）	設置場所	仕様	動力	台数	備考
PAC-3	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F応接室 1F指導員室 2F体力測定室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　4500kcal/H 暖房能力　4800kcal/H 圧縮機　1.5kw	200V　1φ	3	
PAC-4	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F会議室(1) 1F会議室(2) 公社事務室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　7100kcal/H 暖房能力　7700kcal/H 圧縮機　2.2kw	200V　3φ	3	
PAC-5	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ [ﾂｲﾝﾏﾙﾁ]	1F事務室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　12500kcal/H 暖房能力　13500kcal/H 圧縮機　3.75kw	200V　3φ	3	
PAC-6	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F指導員更衣室	ﾋﾞﾙﾄｲﾝ形 冷房能力　3550kcal/H 暖房能力　3800kcal/H 圧縮機　1.1kw	200V　1φ	1	
PAC-7	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F放送室	天井埋込形 冷房能力　2500kcal/H 暖房能力　3500kcal/H 圧縮機　0.75kw	200V　1φ	1	
PAC-8	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ [ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室内機]	2F観覧室	ﾋﾞﾙﾄｲﾝ形 冷房能力　6250kcal/H 暖房能力　7000kcal/H ―	200V　1φ	5	
PAC-9	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ [ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室外機]	屋上	室外機 冷房能力　37500kcal/H 暖房能力　42000kcal/H 圧縮機　3.75kw×3	200V　3φ	1	
FCU-6	ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	地下男子女子更衣室 1Fﾌﾟｰﾙ用男子女子身障者便所 身障者更衣室	天井ｶｾｯﾄ形 冷房能力(顕熱) 3360kcal/H 冷房能力(全熱) 3960kcal/H 暖房能力　5346kcal/H 風量840m^3/H	105VA	2	
FV-1	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天井ｶｾｯﾄ形 暖房能力　1815kcal/H 風量280m^3/H	58VA	4	
FV-2	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天吊ｲﾝﾍﾟｲ 暖房能力　2772kcal/H 風量420m^3/H	65VA	3	
FV-3	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天吊ｲﾝﾍﾟｲ 暖房能力　4275kcal/H 風量560m^3/H	82VA	6	
FV-4	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天井ｶｾｯﾄ形 暖房能力　2706kcal/H 風量560m^3/H	82VA	2	

別表２　空調関係　　機器リスト

記号	名　称 （系統名）	設置場所	仕様	動力	台数	備考
R-1	吸収式冷温水発生器	屋上	ｶﾞｽ焚き二重効用屋外型 冷却能力　30RT 加熱能力　79260kcal/N ｶﾞｽ消費量(13A)100.275kcal/h 耐震自動消火装置 遠隔操作制御盤 進相ｺﾝﾃﾞﾝｻ共 冷却水用ｻｰﾓ	200V　3φ 1.29kw	1	
CT-1	冷却塔	屋上	超低騒音　角型 冷却能力　30RT 送風機　900φ×0.75kw ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ防振架台ﾌｰﾄﾞ共	200V　3φ	1	
H-1	温水ﾍｯﾀﾞｰ[往]	B1Fﾎﾞｲﾗｰ室	鋼管製　溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上 300φ×2950L 最高使用圧　5kg/cm²　架台共	ー	1	
H-2	温水ﾍｯﾀﾞｰ[還]	B1Fﾎﾞｲﾗｰ室	鋼管製　溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上 300φ×3150L 最高使用圧　5kg/cm²　架台共	ー	1	
H-3	床暖房用温水ﾍｯﾀﾞｰ[往]	B1F機械室	SUS316^{L}製 50φ×1450L 最高使用圧　5kg/cm²　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
H-4	床暖房用温水ﾍｯﾀﾞｰ[還]	B1F機械室	SUS316^{L}製 50φ×1450L 最高使用圧　5kg/cm²　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
TE-1	温水用膨張ﾀﾝｸ	屋階機械室	有効 500L　SUS316L製 800×800×900H　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
TE-2	冷温水用膨張ﾀﾝｸ	屋階機械室	有効 200L　SUS316L製 600×600×650H　ﾌﾞﾗｹｯﾄ架台共	ー	1	
AC-1	空調機[ﾌﾟｰﾙ系統]	屋階機械室	顕熱交換機組込型 排気ﾌｧﾝ組込型 全風量　34200m^3/H 外気量　22300m3/H 加熱能力　36500kcal/H 送風機　ｼﾛｯｺﾌｧﾝ（SA22.0kw, EA11.0kw） ﾌｨﾙﾀｰ仕様　不織布ｴｱｰﾌｨﾙﾀｰ	Δ－λ	1	
AC-2	空調機 [一般外気処理系統]	BF機械室	垂直型 全風量　5460m^3/H 外気量　5460m3/H 加熱能力　57700kcal/H 送風機　ｼﾛｯｺﾌｧﾝ（2.2kw） ﾌｨﾙﾀｰ仕様　不織布ｴｱｰﾌｨﾙﾀｰ 水ｽﾌﾟﾚｰ加湿　加湿量 34kg/H	LS	1	
AC-3	空調機 [ﾄﾚｰﾆﾝｸﾞﾙｰﾑ系統]	2F機械室	垂直型 全風量　12500m^3/H 外気量　3000m3/H 加熱能力　57000kcal/H 冷却能力　76500kcal/H 送風機　ｼﾛｯｺﾌｧﾝ（2.2kw） ﾌｨﾙﾀｰ仕様　不織布ｴｱｰﾌｨﾙﾀｰ 水ｽﾌﾟﾚｰ加湿　加湿量 34kg/H	LS	1	
PAC-1	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	BF監視室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　2500kcal/H 暖房能力　3500kcal/H 圧縮機　0.75kw	200V　1φ	1	
PAC-2	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F監視室・ 医務室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　3550kcal/H 暖房能力　3800kcal/H 圧縮機　1.1kw	200V　1φ	2	

別表２　空調関係　　機器リスト

記号	名　称 （系統名）	設置場所	仕様	動力	台数	備考
PAC-3	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F応接室 1F指導員室 2F体力測定室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　4500kcal/H 暖房能力　4800kcal/H 圧縮機　1.5kw	200V　1φ	3	
PAC-4	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F会議室(1) 1F会議室(2) 公社事務室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　7100kcal/H 暖房能力　7700kcal/H 圧縮機　2.2kw	200V　3φ	3	
PAC-5	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ [ﾂｲﾝﾏﾙﾁ]	1F事務室	天井埋込ｶｾｯﾄ形 冷房能力　12500kcal/H 暖房能力　13500kcal/H 圧縮機　3.75kw	200V　3φ	3	
PAC-6	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F指導員更衣室	ﾋﾞﾙﾄｲﾝ形 冷房能力　3550kcal/H 暖房能力　3800kcal/H 圧縮機　1.1kw	200V　1φ	1	
PAC-7	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ	1F放送室	天井埋込形 冷房能力　2500kcal/H 暖房能力　3500kcal/H 圧縮機　0.75kw	200V　1φ	1	
PAC-8	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ [ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室内機]	2F観覧室	ﾋﾞﾙﾄｲﾝ形 冷房能力　6250kcal/H 暖房能力　7000kcal/H ー	200V　1φ	5	
PAC-9	空冷ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟﾊﾟｯｹｰｼﾞｴｱｺﾝ [ﾋﾞﾙ用ﾏﾙﾁ室外機]	屋上	室外機 冷房能力　37500kcal/H 暖房能力　42000kcal/H 圧縮機　3.75kw×3	200V　3φ	1	
FCU-6	ﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄ	地下男子女子更衣室 1Fﾌﾟｰﾙ用男子女子身障者便所 身障者更衣室	天井ｶｾｯﾄ形 冷房能力(顕熱)　3360kcal/H 冷房能力(全熱)　3960kcal/H 暖房能力　5346kcal/H 風量840m^3/H	105VA	2	
FV-1	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天井ｶｾｯﾄ形 暖房能力　1815kcal/H 風量280m^3/H	58VA	4	
FV-2	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天吊ｲﾝﾍﾟｲ 暖房能力　2772kcal/H 風量420m^3/H	65VA	3	
FV-3	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天吊ｲﾝﾍﾟｲ 暖房能力　4275kcal/H 風量560m^3/H	82VA	6	
FV-4	ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ	廊下	天井ｶｾｯﾄ形 暖房能力　2706kcal/H 風量560m^3/H	82VA	2	

別表２　衛生設備関係　　機器リスト

記号	名　称 （系統名）	設置場所	仕様	動力	台数	備考
T-1	受水槽	BF機械室	有効水量　27.0㎥ FRP製複合板ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ（2槽式） 5000(2500)×3000×2500H 耐震2/3G ﾁｬﾝﾈﾙﾍﾞｰｽ架台(溶融亜鉛ﾒｯｷ仕上)	ー	1	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎 建築工事
T-2	高架水槽	塔屋　屋上	有効水量　9.0㎥ FRP製複合板ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ 3000×2500×1500H	ー	1	
T-3	消火用副水槽	塔屋　屋上	有効水量　200L SUS304製 700×700×1000H	ー	1	
T-4	ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ還水槽	BF機械室	有効水量　25.0㎥ FRP製単板ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ 3000×4000×2500H	ー	1	
B-1	真空式温水ﾎﾞｲﾗｰ GSL-630CN	BFﾎﾞｲﾗｰ室	鋼板型真空式3回路 定格出力　630000kcal/h 給湯量　175L/min(5℃-65℃) 燃料消費量(ｶﾞｽ13A)72.3N㎥/H	200V　3φ 1.5KW	1	
B-2	真空式温水ﾎﾞｲﾗｰ GSL-500CN	BFﾎﾞｲﾗｰ室	鋼板型真空式3回路 定格出力　500000kcal/h 給湯量　152L/min(5℃-65℃) 燃料消費量(ｶﾞｽ13A)58.7N㎥/H	200V　3φ 1.5KW	1	
ST-1	貯湯槽	BFﾎﾞｲﾗｰ室	有効　6000L 立型SUS444製 1600φ×3742u×6t(架台300H)	ー	1	ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎 建築工事
HEX-1	ﾌﾟｰﾙ補給水用熱交換器	BF機械室	ﾌﾟﾚｰﾄ型熱交換器 SUS316製 交換熱量　107000kcal/H 1次側(ﾎﾞｲﾗｰ側)60℃-40℃ 2次側(循環側)　5℃-30℃	ー	1	
HEX-2	ﾌﾟｰﾙ昇温用熱交換器	BF機械室	ﾌﾟﾚｰﾄ型熱交換器 SUS316製 交換熱量　710000kcal/H 1次側(ﾎﾞｲﾗｰ側)60℃-40℃ 2次側(循環側)　5℃-30℃	ー	1	
EXT-1	昇温用膨張ﾀﾝｸ	屋上	有効　200L 立型SUS316製 600×600×1000H	ー	1	
RW-1	ﾌﾟｰﾙ循環ろ過装置	BF機械室	全自動型 ろ過器100㎥/H×1　50㎥/H×1[FRPﾗｲﾆﾝｸﾞ] 砂ろ過方式　自動操作弁共 ﾍｱｰｷｬｯﾁｬｰ125A　100A 中和剤注入ﾎﾟﾝﾌﾟ36cc/min[200V　0.015KW] 自動塩素滅菌装置　中和剤ﾀﾝｸ100L 清澄剤ﾀﾝｸ100L清澄剤注入ﾎﾟﾝﾌﾟ12.5cc/min[1φ200V0.015KW] 滅菌剤ﾀﾝｸ100L清澄剤注入ﾎﾟﾝﾌﾟ400cc/min[1φ200V0.025KW] 水質自動監視装置 制御盤　空冷ｴｱｺﾝﾌﾟﾚｯｻｰ ろ過ﾎﾟﾝﾌﾟ100φ×80φ×100㎥/H×24.3m×3φ200V 11KW ｴﾊﾞﾗ100×80FS4J611 ろ過ﾎﾟﾝﾌﾟ80φ×65φ×50㎥/H×22m×3φ200V　5.5KW　ｴﾊﾞﾗ80×65FS4H65.5		1	
PP-1	揚水ﾎﾟﾝﾌﾟ 65MS265.5	BF機械室	多岐渦巻ﾎﾟﾝﾌﾟ 吐出量　450L/min　揚程　30m ﾓｰﾀ　5.5KW	3φ-200V	2	自動交互運転
PP-2	屋内消火栓ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ 65MSFU567.5	BF機械室	多岐渦巻ﾎﾟﾝﾌﾟ 吐出量　300L/min　揚程　62m ﾓｰﾀ　7.5KW	3φ-200V	1	
PP-3	給湯循環用1次ﾎﾟﾝﾌﾟ 32LPS6.4T	BF機械室	ｽﾃﾝﾚｽﾎﾟﾝﾌﾟ 吐出量　100L/min　揚程　10m ﾓｰﾀ　0.4KW	3φ-200V	1	
PP-4	給湯循環用2次ﾎﾟﾝﾌﾟ 50LPS6.4T	BF機械室	ｽﾃﾝﾚｽﾎﾟﾝﾌﾟ 吐出量　260L/min　揚程　15m ﾓｰﾀ　1.5KW	3φ-200V	1	
PP-5	昇温用循環ﾎﾟﾝﾌﾟ 65SG63.7	BF機械室	渦巻ﾎﾟﾝﾌﾟ 吐出量　430L/min　揚程　20m ﾓｰﾀ　3.7KW	3φ-200V	1	
PP-6	汚水槽用排水ﾎﾟﾝﾌﾟ 65DA63.7＋GSDVJ63.7	BF機械室 [下部汚水槽]	着脱式汚水汚物水中ﾎﾟﾝﾌﾟ 吐出量　410L/min　揚程　12.1m ﾓｰﾀ　3.7KW	3φ-200V	2	
PP-7	湧水槽用排水ﾎﾟﾝﾌﾟ 65DA61.5＋65DSJ61.5	BF機械室 [下部湧水槽]	着脱式汚水水中ﾎﾟﾝﾌﾟ 吐出量　250L/min　揚程　15m ﾓｰﾀ　1.5KW	3φ-200V	2	

別表３

空調用他設備機器保守点検業務内容

1.空冷ヒートポンプパッケージ（17 台）

① フイルターの汚れ、破損及び機能の点検
② 加湿装置の機能の点検
③ 送風機のケーシング、羽根、シャフト、ベルト、軸受等の汚れ、発錆、変形、異音、加熱及び機能の点検
④ 軸受等のグリースアップ
⑤ 電動機の汚れ、発錆、異音、異臭、異常加熱電流値及び機能の点検
⑥ 必要に応じて冷凍機油等の交換
⑦ 膨張弁の点検及び加熱度の調整又は感温センサーの点検、調整
⑧ 圧縮機の振動、異音、異臭、過熱及び高低圧、ガス圧力等の測定、電流値及び運転状態の点検、調整
⑨ 冷媒ガス漏れ、チャージ量の点検
⑩ 凝縮機の発錆、変形損傷及び機能の点検
⑪ コイル、ケーシングまわりの配管等の点検
⑫ 各保護装置の作動試験及び電機制御回路等の点検及びメガー測定
⑬ 空気熱交換器の発錆、変形、汚れ、詰まり、損傷及び機能の点検
⑭ 空気熱交換器送風機の発錆、変形、汚れ及び機能の点検

２.空気調和機（ユニット型　３台）

① フイルターの汚れ、破損及び機能の点検
② 加湿装置の機能の点検
③ 冷温水コイルの汚れ、変形、破損及び機能の点検
④ 送風機のケーシング、ベルト、羽根、シャフト、軸受等の汚れ、発錆、変形、異音、過熱及び機能の点検
⑤ 軸受等のグリースアップ
⑥ 電動機の本体、プーリ、ベルト等の汚れ、発錆、異音異臭、異常過熱、摩耗、芯ずれ及び機能の点検
⑦ 電動機等の清掃、プーリ、ベルト等の芯出し直し
⑧ ケーシング内部の汚れ、発錆、保湿材等の点検
⑨ 各種配管、ドレンバン等の漏水、ダクト等の漏れ及び機能の点検
⑩ 制御回路の点検及び各電気回路の絶縁抵抗測定

3.ファンコイル、ファンコンベクター

①フイルターの汚れ、破損及び機能の点検
②送風機のケーシング、羽根、シャフト、軸受等の汚れ、発錆、異音、過熱及び機能の点検
③冷温水コイルの汚れ、変形、破損及び機能の点検

4.顕熱交換器

①フイルターの汚れ、破損及び機能の点検
②送風機のケーシング、ベルト、羽根、シャフト、軸受等の汚れ、発錆、変形、異音、過熱及び機能の点検
③軸受等のグリースアップ
④電動機の本体、プーリ、ベルト等の汚れ、発錆、異音、異臭、異常過熱、摩耗、芯ずれ及び機能の点検
⑤ケーシング内部の汚れ、発錆、保温材等の点検
⑥各種配管、ドレンパン等の漏水、ダクト等の漏れ及び機能の点検
⑦制御回路の点検及び各電気回路の絶縁抵抗測定

5.循環ポンプ（17 台）

①電動機の発錆、振動、異音、過熱及び機能の点検
②電流、電圧、絶縁抵抗値の測定
③ポンプ本体の発錆、振動、異音、過熱及び機能の点検
④吸入圧、吐出圧等の測定
⑤軸封装置の点検
⑥カップリング等の芯及び機能の点検
⑦配管その他ポンプまわり漏洩、振動、保温材等の点検
⑧グランドパッキンの取替え調整
⑨カッポリングの芯出し及び調整
⑩圧力計、真空計等の点検調整
⑪オイルの点検
⑫サイレンサーの分解及び整備

6.空調用自動制御機器（12 組）

１．検出器、発信機

①外観目視点検及び取付状態の確認

②検出器又は発信機、調節計、操作部等関連部とのループ作道点検調整

③実制御の於ける制御状態での点検、確認、調整

２．調節計

①外観目視点検及び取付状態の確認

②じんあいの除去

③検出器又は発信機、調節計、操作部等関連部とのループ作動点検調整

④規定値の測定

⑤実制御の於ける制御状態での点検、確認、調整

３．調節計（プログラマブル式）

①外観目視点検及び取付状況の確認

②じんあいの除去

③制御パラメータ及び制御プログラムの作道の確認

④各入出力信号（発停、警報、アナグロ）に対する調節計の作道点検

⑤検出器又は発信機、調節計、操作部等関連部とのループ作動点検調整

⑥規定値の設定

⑦実制御に於ける制御状態での点検、確認、調整

４．変換機

①外観目視点検及び取付状態の確認

②じんあいの除去

③各設定に対する出力信号の点検、調整

④検出器又は発信機、調節計、操作部等関連部とのループ作動点検調節

⑤実制御に於ける制御状態での点検、確認、調整

５．操作器

①外観目視点検及び取付状態の確認

②じんあいの除去

③検出器又は発信機、調節計、操作部等関連部とのループ作動点検調整

④実制御に於ける制御状態での点検、確認、調整

仕様書１４

市民プール可動式トップライト保守点検等業務仕様書

この仕様書は、吹田市立片山市民プール可動式トップライト保守点検等業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものとする。

１．　対象設備機器

片山市民プールの屋内プール可動式トップライト

２．　業務内容

別表１のとおりとする。

３．　実施回数、時期

年１回　　６月

甲が指示する時期（温水プールから夏期プールの切替時）

４．技術者の派遣

保守点検には、熟練した技術者を派遣すること。

５．業務の報告

乙は、業務実施の都度、委託業務報告書を作成し、甲に対して提出をし、状況を報告しなければならない。

６．　法令の遵守等

乙は労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

７．その他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議の上定めるものとする。

別表１

業務内容

区分	回数	項目
電気関係	年1回	１　絶縁抵抗測定試験。 ２　制御盤内機器点検、端子の増締め、機能検査。 ３　単独運転（開、閉）、連結運転（開、閉）、減速中（開、閉）の非常停止実証試験。 ４　ＮＦＢトリップ非常停止実証試験。 ５　加速、定速、減速の時間及び距離測定試験。 ６　配線、配管、ケーブルの外観検査。 ７　漏電遮断器の機能試験。 ８　警報チャイムの機能試験。
可動屋根本体	年1回	１　鉄骨接合部のボルトの緩みと損傷。 ２　塗装の剥離、発錆、損傷。 ３　屋根及び壁面折板の破損、発錆、ボルトの緩み、雨漏り。 ４　エアータイトゴムの損傷、重ね部の異常。 ５　天井及び壁面の剥離、損傷。 ６　サッシ及び硝子の損傷。 ７　サドルカバーの損傷、点検口扉及び錠の損傷。 ８　サドルエアータイトゴム及び溝の損傷。 ９　ストッパー及び緩衝ゴムの損傷。
機械駆動関係	年1回	１　電動機、減速機、ブレーキの状況。 ２　車輪、サイドローラー、歯車の摩耗、かん合、歯当たり。 ３　取付ボルトの緩み、脱落。

仕様書１５

吹田市民プール一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里、中の島）の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務に関して、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　一般廃棄物（ごみ）収集回数等

①　燃焼ごみ　　週２回定曜日

②　資源ごみ　　月２回定曜日

③　不燃ごみ　　月１回定曜日

※北千里、南千里、中の島は７月、８月の２ヶ月間

２　留意事項

（１）　作業は午前８時から行い、その作業にあたっては所定の場所に出されたごみを完全に収集し、その周囲の清潔保持に努めること。

（２）　収集運搬車両には有蓋車を使用し、無蓋車による場合は運搬中必ず車両シートを被せ、ごみが飛散しないようにすること。

（３）　収集運搬に際しては、必ず２人以上乗車すること。特に車両の運行及び管理について最善の注意をはらうこと。

（４）　資源ごみとして排出されたものについては、必ず再資源化するものとする。

（５）　収集運搬業務実施中に事故や市民等とのトラブルが発生した場合は、臨機の処置をとり、甲に急報するとともに、書面により報告すること。

３　法令等の遵守

乙は、当業務の実施にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。

４　その他

この仕様書に、定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

仕様書１６

吹田市民プール植木等保持業務仕様書

この仕様書は、吹田市民プール（片山、北千里、南千里）の植木等保持業務（剪定、除草、薬剤散布等）に関し、吹田市教育委員会（以下「甲」という。）と指定管理者（以下「乙」という。）が当該業務を合理的かつ効率的に執行するため、基本的な事項を定めるものです。

１　実施時期等

6月中旬から8月31日までの間

なお、北千里の除草については上記期間のうち2回とする。

実施時にあっては、事前に甲、乙と協議して実施すること。

（除草等を行うときは、隣接地に迷惑がかからないように遮断等工作を行って実施すること。）

２　業務範囲及び内容

別表１のとおりとする。

別表の　低木　樹高60cm未満

中木　樹高60～300cm

高木　目通周りを表す。

３　技術者の派遣

当業務の実施にあっては、熟練した技術者を派遣すること。

４　報告書の提出

業務終了後、報告書を甲に提出しなければならない。

５　法令等の遵守

乙は、労働基準法、労働安全衛生法その他関係法令を遵守しなければならない。

６　の他

この仕様書に定めのないことについては、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

別表１

業務内容及び範囲等

① 片山市民プール

剪定　低木	16 ㎡
剪定　中木	28 ㎡
剪定　高木（目通周 31~45cm）	18 ㎡
剪定　高木（目通周 61~80cm）	3 ㎡
藤棚　中木	82 ㎡

② 北千里市民プール

剪定　中木	1,679 ㎡
高木下枝払い（目通周 51cm 以上）	20 ㎡
藤棚　中木	141 ㎡
除草（平坦）肩掛け機械	2,636 ㎡
除草（法面）肩掛け機械	2,603 ㎡

③ 南千里市民プール

剪定　中木	508 ㎡
除草（平坦）肩掛け機械	1,079 ㎡
除草（法面）肩掛け機械	1,184 ㎡
薬剤散布	別紙図面　樹木の範囲
竹の伐採	300 本

別紙図面を参照